

「子どもの貧困」の理解

野田博也

I. はじめに

いま日本で「子どもの貧困」が問題として語られ、その対応策が検討されている。新聞やニュース番組、厚生労働省や文部科学省の通知や白書、自治体の行政計画や市民活動のホームページ、新書や専門書等、「子どもの貧困」が登場する媒体は幅広い。政府統計に基づくデータや学者の見解等が示されると、日本における「子どもの貧困」は確かなものであるような印象を抱く。

他方で、その「子どもの貧困」を自分自身や親戚、友人の家庭、地域の活動、職場での様子に引き付けて考えようとするとき、この問題は不確かなものに転化しやすい。そして、不確かであるがゆえに種々の反応が示される。この反応をいくつか例示しておこう。

その1：“この地域にある公営住宅には生活保護を受けている世帯が多いようだ。身なりからはあまり困窮しているように見えないが、実際は大変なこともあるのだろう。自分にできることがあればよいが何ができるのか分からない。”

その2：“日本でもまだ「子どもの貧困」があるなんて胸が痛みます。ただ、幸いにも私たちの学校（地域）にはあまり当てはまりそうにありません。わりと豊かな家庭が多いですし、本当に食事に困るような子どもには会ったことがありません。”

その3：“貧困だと紹介されていた女子生徒がテレビに出ていたが、スマホを持っていた。お金のかかるテーマパークにも行っているらしい。それは貧困とはいえない。それで生活が苦しいと言うのであれば、お金の使い方を見直すべきだ。”

「子どもの貧困」に対する反応は憐憫から共感、諦念、憤り、反感等様々であり、真逆ともいえるものも少なくない。これは、誰でも知っている一般用語としての貧困＝衣食に欠く、という素朴で強い意味を反映した子どもが置かれた状況のイメージと身近で観察できる子どもの様子を容易に関係づけられないことに起因しているといえる。社会的に流布する「貧困」と自分の周囲に潜んでいるかもしれない「貧困」（のイメージ）が一致しない。一致していると思っけていても、それは各々が抱く貧困像を一方向的に当てはめているだけかもしれない。本稿の目的は、社会で確かなことのように語られる「子どもの貧困」と日常の生活・仕事に潜む不確かな「子どもの貧困」を結びつけ、「子どもの貧困」を理解する見方を提示することである。

本稿では、貧困の意味を、社会生活を営むための基本的な必要を満たしていない状態、と理解する。ここでは差し当たり、社会生活を営むための基本的な必要は衣食住だけではないこと、その必要を満たす手段は所得だけではなく様々な資源があること、所得を含む資源が豊かであっても個々人に適切に活用されなければ必要は満たせずに貧困になりうることに留意されたい。

II. 「6人に1人は貧困」の出自

こんにちの日本社会で「子どもの貧困」が目されたのは、2009年に日本政府が公表した「相対的貧困率」を契機としている。リーマン・ショックによる経済不安を背景に、政府が公認したかたちとなった「相対的貧困率」はセンセーショナルに拡散した。多くのメディアがその数値を取り上げ、「貧困率」「貧困」等と略されて特集記事や番組もおおく組まれた。しかし、その「貧困率」の「貧困」は、一般用語としての貧困と同じではな

表1 相対的貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	(単 位 : %)										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	(単 位 : 万 円)										
中 央 値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244
貧 困 線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出所：厚生労働省（2018）『平成28年 国民生活基礎調査の概況』より転載（15ページ）

く、学術的な議論や統計的な手法を用いて「加工」されたものである。

「相対的貧困率」の特徴を知るためには、その算出方法を理解しなければならない。まず、特定の地理的範囲（この場合は国）全体における世帯所得の中央値の5割を基準として設定する。この基準は、貧困基準ないし貧困線と呼ばれ、貧困線を下回る世帯が「貧困」と捉えられ、その割合は「貧困率」になる。人口全体の世帯所得の推移によって貧困基準も変わるために「相対的」なものとなる。また、世帯所得は、収入だけでなく公的給付等を加え、かつ税や社会保険料を控除したうえで、世帯人数の違いも反映させた等価可処分所得である（厚生労働省 2018）。

2020年4月現在で最も新しい貧困率は表1の通りである。簡単にみると、いずれの貧困率も2012（平成24）年までは上昇傾向にあったが、2015（平成27）年からはやや低下している。2015（平成27）年の貧困率は、全体で15.7%であり、「子どもの貧困率」は13.9%であった。突出しているのは、「子どもがいる現役世帯」で「大人が一人」世帯であり、2015（平成27）年に低下してもなお過半数を超える50.8%が貧困線を下回る状況にある。日本の相対的貧困率は他国との比較においても比較的に高く、とりわけ子どもがいる大人一人世帯の貧困率は最悪水準であることが『厚生労働白書』等でも強調されてきた（Noda 2015）。

相対的貧困率の貧困線となる所得基準は生活保護基準に近い（阿部 2008：48）。しかし、その所得で「衣食に欠く」かどうか、あるいは基本的な必要を満たせるかどうか等を検討しているわけではない。そもそも「相対的

貧困率」は国際比較のために恣意的に設定されたものであり、必要を充足できるか否かの観点は盛り込まれていない。

III. 隙間を埋める

相対的貧困率の算出方法やその数値の特徴に関する解説を理解したとしても、「貧困」に括られた人々の生活実態をただちに理解できるわけではない。身の回りに潜む「子どもの貧困」を理解するためには、もう一歩踏み込んで相対的貧困率を批判的に捉えなければならない。

1. 自分の地域にある「子どもの貧困」

(1) 都道府県ごとの違い

厚生労働省が公表した相対的貧困率は全国のデータであって、都道府県ごとの違いは示されていない。このため、自分自身に関わりのある都道府県の動向を知ることにはできない。このことは、貧困対策に関わる都道府県の行政計画等を作成する際の課題であり、沖縄県や大阪府、東京都、愛知県等は、厚生労働省と同様または独自の貧困基準を設定し、管轄内の実態を調査している（愛知県・愛知県子ども貧困対策検討会議 2018；公立大学大阪府立大学 2017；沖縄県子ども総合研究所 2017；首都大学東京子ども・若者貧困研究センター 2017；2018）。

また、何人かの研究者が同一の基準ですべての都道府県別の貧困率を算出している。それによると、貧困率には地域差のあることが明らかになっている（戸室 2016）。例えば、戸室が示した「貧困率」は「概して、関西から西の地域と、東北から北の地域で高くなっている」（戸室 2018：44）。高い貧困率を示す上位からみると沖縄

37.5%、大阪21.8%、鹿児島20.6%、福岡19.9%、北海道19.7%が入っており、下位から見ると福井5.5%、富山6.0%、茨城8.6%、滋賀8.6%、島根9.2%が続いている¹⁾。

(2) 市町村ごとの違い

都道府県別の数値は、全国規模の数値に比べれば自分自身の生活や仕事により引き付けることができる。しかし、都道府県内であっても、各市区町村の実態が同じであるとは考え難く、ある程度の差のあることは想定される。とりわけ地方議会の政策審議、教育・福祉サービスに関わる計画や評価、市民活動の取り組み等では、より身近な地域での実態把握を要する。

先の都道府県調査のなかで全市町村を対象としている愛知県調査では、県内を福祉圏域に12分類してそれぞれの貧困率を示している。愛知県全域の「子どもの貧困」は5.9%であったが、圏域によっては4.1%から7.5%まで開きのあることが示されている（貧困線122万円の場合）。しかし、各自治体の数値は一般に公表されていない（愛知県・愛知県子どもの貧困対策検討会議 2018）。

これに対して、すべての自治体で実施されている生活保護については、各都道府県が市町村別の被保護世帯数等を集約している。とくに小中学生を対象とする教育扶助の世帯数をみれば、当該自治体の実態を部分的に把握できる。しかし、就学前や義務教育終了後の実態については公表されていない。生活保護を利用できる生活水準にある者が実際に生活保護を利用している割合（捕捉率）は、識者によってその推計値は異なるが、1割〜2割弱にとどまるともいわれる（橘木・浦川 2006）。このため、生活保護（教育扶助）の利用世帯数と「子どもの貧困」の規模は同じではない。かりに捕捉率の低い生活保護の利用世帯を「貧困」実態の根拠とすれば、利用世帯の少ない自治体では「貧困はほとんど問題にならない」とみなされるおそれがある。

他方、低所得世帯の小中学生を対象とする就学援助は、利用できる所得基準が生活保護基準1.1倍から1.3倍程度と差があるが、全国的に利用できる制度であり、利用者数もはるかに多い。全国の利用者率（援助率）は「相対的貧困率」とほぼ近似する年もあった（阿部 2014：6）。利用者率をみると近年は微減傾向で、2018年度は約15%である。また、就学援助の利用者内訳は、生活保護を要する状態である「要保護者数」と、それに準じる「準要保護者数」で構成されており²⁾、全国の比率は概ね1：10である（文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム 2019）。

その利用者数は地方議会で取り上げられることも珍しくなく、役所の担当部署への照会ないし公文書公開の手

続き等を通して確認できるだろう。県内すべての自治体を対象に実態を示した新潟県の調査（2016年度利用者数）をみると、県全体の要保護者数と準要保護者数の比率は概ね1：60であり全国水準よりも差が大きく、市に限った同比率については1：13から1：216と相当に幅がある（小澤 2018）。自治体ごとに利用要件が一部異なることを注意しなければならないが、就学援助の利用動向から生活保護被保護世帯のみでは反映されない地域の状況を推し量ることができる。

2. 所得が少ないことは貧困なのか

相対的貧困率であれ就学援助であれ、一定の所得水準を基準に設定することは「子どもの貧困」の規模を推測するうえで参考になるものの、その生活の様子は依然として不明瞭である。その生活実態の様子をとらえるために、一定の所得水準を基準とすることの限界とそれを補足する見方を理解することが求められる。

(1) 貧困基準の下と上

日本政府の示す相対的貧困率は、上述したように貧困線として設定された所得（例：相対的貧困率の貧困線122万円）を基準とし、それを下回る人々を含めるが、それを上回る人々は一切含めない。ここで2つのことに留意しなければならない。

ひとつは、「貧困の連続性」や「ボーダーライン層」の指摘である（岩田 2007：66-67；阿部 2019：265）。「相対的貧困率」は貧困基準を上回る所得はカウントしない。その所得が100円多くても1000万円多くても同じ扱いである。このため、仮に全体として貧困基準を1000円程上回る世帯が多く存在していたとしても、その人々は全く「可視化」されないことになる。また、相対的貧困率は3年ごとの推移が示されているが、「貧困」ではなくなった世帯が貧困線からどの程度上回った状態になったのか全く分からない。

もうひとつは、「貧困の深さ（深刻度）」の議論である（岩田 2007：73-74）。相対的貧困率は貧困基準を下回る人々も同じように扱う。このため、「相対的貧困」にあるとみなされた人々でも、貧困線よりもほんのわずかに所得が足りない人々と貧困線の半分以下の所得の人々も同様にカウントされることになり、貧困線未満における生活実態の違いは一切反映されない。

(2) 実際に使えるお金は？

相対的貧困率では、手取り収入に種々の社会保障（児童手当や就学援助等）を加えた世帯所得を可処分所得として扱っていることを紹介したが、それでも実際には、その所得全てを必要充足に回せるとは限らない。

例えば、債務の返済が膨らむ場合には実際に使用できる所得は減少する。また、家族や親族が病気や障害を抱えており、その治療費の経費が大きくなる場合も同様である。このような経費は、社会サービスを利用する際の所得調査等では考慮されることはない。このため、たとえ貧困線を上回る所得を得ていても、あるいは生活保護基準や就学援助の所得基準を上回る所得を得ていたとしても、生活に使用できる所得は実質的に貧困基準を下回り、子どもが貧困に直面するリスクは高まる。

(3) ストック

貧困率も就学援助のような「低所得」対策も、その便宜から所得を用いているが、所得以外の貯金や耐久消費財、自動車、家屋、土地等の資産を考慮に入れていない。同じ所得であっても、それらがあるかどうかでは、生活の実態は全く異なる。やや極端に言えば、貧困線以上の所得があるが何ら資産がない家庭の生活水準は、貧困線未満の所得であるが資産が豊かにある家庭の生活実態より低くなることもありえる。

3. 子どもにどう回すのか

(1) 世帯内の配分

誰の貧困であっても、それを所得等で測ろうとする場合には世帯又は家族をひとつの単位とすることが多い。この場合、所得を含む財物が世帯・家族のなかで公平に世帯員に配分されていることを前提とする。しかし、女性の貧困に関する研究等で指摘されてきたことは、前提どおりに世帯・家族のなかで資源が公平にわけられるわけではないことである(丸山 2017; 2019)。

子どもの貧困であれば、おおくは親の所得によって判断され、親が「貧困」であれば子どもも「貧困」の問題を抱えており、子どもが「貧困」であれば親も「貧困」の問題を抱えている、とみなされる。しかし、先の指摘にあるように、家族の誰かが獲得した所得が、世帯・家族の個々人に公平に配分されているとは限らない。世帯・家族にどれだけ所得等があっても、構成員個々の基本的必要が満たせるように当該所得が配分されていない状況も考えられる。この状況はおおきく二つに分けることができる。

ひとつ目は、親がその保有・管理する所得を子ども個人の必要充足のために意図的に使用しない状況である。この意図的な抑制は、経済的虐待やネグレクト等とみなすこともできる。具体的には、十分な所得のある親が、適切で十分な食事を子どもが摂れるようにしないことや、子どもの社会参加のために要する財物(例えば学校で求められるもの、子どもの遊びに必要なもの)を子ど

もが必要なきに与えないこと等が挙げられる。なお、親の「偏向」した価値観やこだわりが影響する状況では「虐待」等とは容易に同定できないこともあるだろう。

ふたつ目は、子どもの発達段階や生活場面に沿った必要充足のために親の所得等が適切に活かされない状況である。意図的な抑制ではなく、親の病気や障害と「子どもの貧困」の関連として指摘されることもある(阿部 2014: 46-48)。例えば、父親(ないし母親)が仕事で子どもとほとんど関わらず、子どもの育児に関わる母親(ないし父親)は精神障害や発達障害のために発達や生活の変化に応じた子どもの必要を認識できず、また認識できても十分に感じられないなか、子どもの必要が充足されない状況が挙げられる。

また、親の文化的な差異等が関わることもある。例えば、親が社会保障制度や教育制度が大きく異なる国で生まれ育ったため、日本の制度のメリットを理解できないこと、また学校や役所で配布される文書を読み込めないために、教育や社会サービスの利用がうまくできないことによって子どもの必要充足に支障が生じる状況等がある。

なお、海外の調査では、親の所得水準は低いにも関わらず、親自身の必要充足を犠牲にして子どもに配分するために、子ども個人の必要は充足している状況があることも指摘されている(丸山 2019: 162)。このような親の取り組みが、長期的にみてどこまで継続できるのかは定かでない。

(2) 世帯の外からの援助

世帯以外からの援助についても、相対的貧困率は言うまでもなく、世帯を単位とする把握では捉えることができない。核家族の進展や生活場所の流動化等によって相互扶助の機能が弱くなっていることを踏まえても、子育てにおいては親自身の親(子にとっての祖父母)から何らかの援助を受けられるか否かで生活の実態や安定は変わり得る(鳥山 2019: 185-186)。

4. 行動・経験の異同

(1) 貧困の経験

それぞれの社会では標準的な生活を営む上で当たり前とされる日常生活行為や慣習があり、それを経験することができないことを「剥奪」と呼ぶ。所得の低い世帯でどのように剥奪が生じるのかは日本でも調査されている。例えば、愛知県の調査では、所得の低い世帯の子どもの経験を次のように示している(愛知県・愛知県子どもの貧困対策検討会議 2018)。なお、「低い」「高い」とは所得区別でみた相対的な傾向である。

学校の授業が「わかる」割合が低い
学校に行きたくないと思ったことがある割合が高い
子ども部屋が持てない割合が高い
子どもの進学希望が低い
絵本の読み聞かせ経験が少ない
学習塾の受講や習い事（スポーツクラブ含む）を経験する割合が低い
1年1回程度の家族旅行をしていない割合が高い
基本的な生活習慣（歯磨き・入浴）を毎日行う割合が低い
学校のある日の朝ごはんはと学校のない日の昼ご飯を親と食べる割合が低い
親子の日常会話、子どもの褒められる経験、親子で過ごす時間が少ない
地域活動に参加していない割合が親子ともに高い
福祉制度の一部について知らない割合が高い

(2) 問題化される経験

このような日常的な行為や経験というよりも、より顕在化した困難や課題を経験することもある。「貧困は貧困だけで終わらない」（岩田 2007：165-186）といわれるが、貧困にはその原因や結果として様々な困難・課題がみられることもある。いずれも特に低所得と特定の困難・課題の相関関係が調査で指摘されるようになっており、例えば、学力、非行、暴力・虐待、病気、障害、不登校、不本意な労働等がある（e.g. 阿部 2008：2-17；2014：56-59；松本編 2010；藤原 2013；新藤 2013；2015；田中 2010）。

(3) 貧困の描写と非難

貧困にある子どもが上記に示した全ての経験をしているわけではない。メディア報道では、しばしば伝わりやすい事例をピックアップするために、結果として一般用語の貧困＝衣食に欠く状態に近いものになりやすい（中塚 2019：301）。また、貧困は社会で解決されなければならない問題であることを強調するほど、「弱者」や「犠牲者」として描かれることもある。

このため、その意味・イメージに合致しない財物を持っていたり、振る舞いをしている「貧困」家庭の一面が明るみにできると、「本当に貧困なのか」「お金の使い方」に問題がある」と非難や反感が寄せられる。実際に、「コンサートチケット」や「マンガの関連グッズ」、「スマートフォン」等を購入・保有していることのみをもって、貧困であることに疑義が示されることもあった（湯浅 2017：28-31；NHK スペシャル取材班 2018：158-161）。

しかし、大阪府の実態調査の結果で「スマートフォン・タブレット機器」の保有率は困窮世帯の方が高かったように、「仕事で家を留守にしがちな親との連絡手段として、家族のライフライン」等になっていることが指摘されている（NHK スペシャル取材班 2018：195-196）。

(4) 貧困を回避することの代償

子どもの必要を満たすための努力が、いくつかの困難を引き起こすことにも言及しておきたい。これは、例えば、「子どもにだけはお金のことで辛い思いをさせたくない」等の理由によって、親が複数の仕事を掛け持ち、経済的な水準からすればどうにか貧困線以上の所得を獲得している状況である。この場合、物質的な資源を獲得（購入）できたとしても、そのための所得を稼ぐことに多くの時間を費やすことによって子どもの育児や就学、遊び、コミュニケーション等に時間をあてることが難しくなり、子どものSOSのサインに気づけないこと、子どもの孤立感の深まり、（きょうだいの場合には）年上の子どもに弟妹の世話を過分に求めることで（年上の兄姉が子どもとしての時間を）自由に使える時間が失われること等が生じうる。このような状況は、稼ぎ手が少ないひとり親家庭で生じるリスクが高くなる（鳥山 2019：188）。

貧困を回避するための過剰な努力によって、その所得は「貧困」（線）以上となったとしても、それによって子どもの発達や成長に要する財物以外の無形資源、つまりコミュニケーションやケアの機会等が犠牲になることもある。これらも、相対的貧困率の数値ではとらえられない貧困の問題として認識するべきであろう。

IV. おわりに

本稿では、「子どもの貧困」のより深い理解に向けて、日本政府が示す「相対的貧困」の限界を指摘しながら、生活や仕事に潜む貧困を捉えるための見方を提示した。

結局のところ、貧困の実態やその経験を手軽に捉える魔法の杖は存在しない。特定の所得水準や制度利用、世帯の財物等は貧困を捉えるための側面の一部に過ぎない。子ども個々の必要を満たすように財物が活かされているかどうかを慎重に見極めながらも、「貧困」という言葉やそのイメージに捕らわれず、子どもの権利を損なう種々の困難に注視することが求められる。

注

1) 戸室が算出した貧困率の基準は生活保護基準をもとにしている。厚生労働省が示す相対的貧困率とはことなるため、両者を単純に比較することはできない。

2) 2011年度以降は「被災児童生徒就学援助事業 対象児童生徒数」が追加されている。

参考文献

愛知県・愛知県子どもの貧困対策検討会議 (2018) 『愛知子ども調査分析結果報告書』。 (https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/192789_462073_misc.pdf)

阿部彩 (2008) 『子どもの貧困：日本の不公平を考える』岩波書店。

阿部彩 (2014) 『子どもの貧困II：解決策を考える』岩波書店。

阿部彩 (2019) 「指標からみる子どもの貧困」松本伊智朗・湯澤直美編／松本伊智朗編集代表 『子どもの貧困1 生まれ、育つ基盤：子どもの貧困と家族・社会』明石書店。

藤原里佐 (2013) 「虐待事例に表れる障害と貧困：家族の脆弱性という視点から」『大原社会問題研究所雑誌』657。

岩田正美 (2007) 『現代の貧困：ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房。

戸室健作 (2016) 「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文学部研究年報』13。

戸室健作 (2018) 「都道府県別の子どもの貧困率とその要因：福井県に着目して」『社会政策』10(2). 40-51。

公立大学大阪府立大学 (2017) 『大阪府 子どもの生活に関する実態調査』。 (<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/28281/00000000/01jittaityosahoukokousyo.pdf>)

厚生労働省 (2018) 『平成28年 国民生活基礎調査の概況』。

丸山里美 (2017) 「貧困把握の単位としての世帯・個人とジェンダー」松本伊智朗編 『「子どもの貧困」を問いなおす：家族・ジェンダーの視点から』法律文化社。

丸山里美 (2019) 「近代家族の特質と女性の隠れた貧困」松本・湯澤編／松本伊智朗編集代表。同上。

松本伊智朗編 (2010) 『子ども虐待と貧困：「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店。

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム (2019) 『就学援助実施状況等調査結果』。 (http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/28/1362483_16_1.pdf)

pdf)

中塚久美子 (2019) 「子どもの貧困をめぐる報道と社会意識」松本・湯澤編／松本伊智朗編集代表。同上。

NHK スペシャル取材班 (2018) 『高校生ワーキングプア「見えない貧困」の真実』新潮社。

Noda, Hiroya (2015) How does the Japanese Government measure and announce its poverty rate?, *Social Welfare Studies, Department of Social Welfare School of Education and Welfare, Aichi Prefectural University*, Vol. 17. 13-8.

沖縄県子ども総合研究所 (2017) 『沖縄県子どもの貧困実態調査事業・報告書』(平成29年6月12日改訂版)。 (https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/documents/1kodomotyousa_keizoku.pdf)

小澤薫 (2018) 『新潟県における就労援助制度の運用状況に関する調査結果報告書』。

新藤こずえ (2013) 「スクールソーシャルワーカーからみた不登校と貧困に関する一考察」『立正社会福祉研究』14(2)。

新藤こずえ (2015) 「障害のある若者と貧困：ライフコースの視点から」原伸子・岩田美香・宮島喬編 『現代社会と子どもの貧困：福祉・労働の視点から』大月書店。79-105。

首都大学東京子ども・若者貧困研究センター (2017) 『東京都子供の生活実態調査報告書(小中高校生等調査)』。 (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/kodomoseikatsujittaityousakekka.files/01hyousimokuji.pdf>)

首都大学東京子ども・若者貧困研究センター (2018) 『「子供の生活実態調査」詳細分析報告書』。 (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/jittaityousabunseki.files/zentaiban.pdf>)

橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。

田中智子 (2010) 「知的障害者のいる家族の貧困とその構造的把握」『障害者問題研究』37(4)。

鳥山まどか (2019) 「ひとり親世帯の貧困：所得と時間」松本・湯澤編／松本伊智朗編集代表。同上。

湯浅誠 (2017) 『「なんとかする」子どもの貧困』角川書店。